する。 一 5 五

略)

## ○厚生労働省令第一号

官

に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第六条第一 第十七条第二項及び第二十条並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号)第三条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保 令和四年四月二十七日 厚生労働大臣 後藤

国土交通大臣

斉藤

鉄夫

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

玉 土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成二十三年国土交通省令第二号)の一部を次のように改正する。

前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正

第二十条 第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、 のとする。 (契約締結前の書面の交付及び説明) ~七 (登録申請書の記載事項) 十三 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無 法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、 (略) 改 正 後 次に掲げるものと 次に掲げるも 九~十三 (略) 八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条の認可の有無 のとする。 一 { 七 (登録申請書の記載事項) (契約締結前の書面の交付及び説明) (略) 改 正 前

第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、

次に掲げるも

第二十条 法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

一 5 五

略

2

官

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十条の二 法第十七条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- いう。以下この条において同じ。)に記録する方法、まり、以下この条において同じ。)に記録する方法しようとする者の用に供されるファイルをえられた受信者ファイル(専ら登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機に備載事項」という。)を送信し、登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機と登録主業者の使用に係る電子計算機と登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子、登録事業者の使用に係る電子計算機と登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子、
- ファイルに当該記載事項を記録する方法する者の使用に係る電子計算機に備えられた当該登録住宅に入居しようとする者の受信者通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧に供し、登録住宅に入居しようと登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気
- を電気通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧に供する方法ハ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項
- 製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定
- 成できるものであること。
  登録住宅に入居しようとする者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- いたことを確認したときはこの限りではない。知するものであること。ただし、登録住宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲覧して知するものであること。ただし、登録住宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲覧して 備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を登録住宅に入居しようとする者に対し通前項第一号口に掲げる方法にあっては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に
- 覧していたことを確認したときはこの限りでない。 対し通知するものであること。ただし、登録住宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲構えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を登録住宅に入居しようとする者に 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に |

(契約締結前の書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

(新設)

前条第一項各号に掲げる方法のうち登録事業者が使用するもの

一 ファイルへの記録の方式

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

| **第二十条の四**| 令第三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるもの |

(新設)

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- に記録する方法項に記録する方法で記録する方法のである者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイル事業者の使用に係る電子計算機に令第三条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この事業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録に記録する方法

(新設)

官

- 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方 電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧 に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する
- 2 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成

(登録事業者の遵守すべき事項)

することができるものでなければならない。

## 2 **登録**事業

るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合 を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ 人居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。) 登録事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、第四項で定めるところにより おいて、当該登録事業者は、 当該書面を交付したものとみなす。

- 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- ファイル 通信回線を通じて記載事項を送信し、入居者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者 登録事業者の使用に係る電子計算機と入居者の使用に係る電子計算機とを接続する電気 (専ら入居者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録
- 通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、入居者の使用に係る電子計算機に備えられた当該 入居者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気
- を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供する方法 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項

磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

(新設)

- \_ 3∥\_\_ 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 入居者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであるこ
- 備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を入居者に対し通知するものであること。 ただし、入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。 前項第一号口に掲げる方法にあっては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に
- 4 | 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得な 人居者に対し、 登録事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該 ればならない。 備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を入居者に対し通知するものである こと。ただし、入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使

(新設)

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- 計算機に承諾をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 入居者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子

(登録事業者の遵守すべき事項)

第二十二条

- 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法 機に備えられたファイルに承諾をする旨を記録する方法 る電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定す
- 5 || = することができるものでなければならない。 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成

(新設)

(新設)

(新設)

- 6 | 第四項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 第二項各号に掲げる方法のうち登録事業者が使用するもの
- ファイルへの記録の方式

方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはなら を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的 ない。ただし、当該申出の後に当該入居者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。 登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、入居者から書面又は電子情報処理組織

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- 計算機に申出をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算機 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する 入居者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子
- 磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記録したものを交付する方法 に備えられたファイルに申出をする旨を記録する方法

別記様式第一号(第四条関係) 8 | 第五項の規定は、前項各号に掲げる方法について準用する。

別紙

官

 $1. \sim 5.$ 

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受 領する金銭

誓約事項 悪 に「レ」マークを入れること。 登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックス □登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準 磊 | | に適合することを誓約します。 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 書面 (その作成に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ 契約であること をいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)による る記録であって、 (悪 電子計算機による情報処理の用に供されるもの

(新設)

別記様式第一号(第四条関係)

別紙

1.  $\sim 5$ . (悪

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受 領する金銭

警 彩 事 項	(略)
登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 ー 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ 書面による契約であること。 ロ~へ (略) 二 (略)	(周各)

報

官

2 この省令は、 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。 (経過措置) (施行期日) 附  $\sim 10$ . (器) 則 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十四条の規定の施行の日(令和四年五月十八日)から施行する。 (悪 (器)  $\sim 10$ . (器) (暴) (悪